第八条の四第一項第九号中「本人確認書類」の下に「又は補完書類」を加え、同項第十号中「第八条第二項」を「本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより第八条第二項」に、「当該確認の際に提示を受けた書類」及び「当該書類」を「当該本人確認書類又は補完書類」に改め、同項第十一号中「第八条第三項」を「本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第八条第三項」に、「あてて、」を「宛てて」に、「送付することにより本人確認を行つた」を「送付したとき又は同条第五項の規定により同項第三号に規定する場所に赴いて取引又は行為に関する文書を交付した」に、「当該場所の確認に用いた書類」及び「当該書類」を「当該本人確認書類又は補完書類」に改め、同条第二項中「前項各号」を「同項各号」に改め、同条第三項中「第一項第三号」を「同項第三号」に、「を別途記録し」を「の記録を別途作成し」に改める。

第十二条の二中「次に」を「次の各号に」に改め、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同条に第五号及び第六号として、次の二号を加える。

五　信託契約であつて、当該信託契約に基づき株券を取得する行為が金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。次号において「定義府令」という。）第十六条第一項第七号の二イからヘまでに掲げる全ての要件に該当するもの

六　信託契約であつて、次に掲げる全ての要件に該当するもの

イ　発行会社等（株式の発行会社又はその被支配会社等（定義府令第六条第三項に規定する被支配会社等をいう。）若しくは関係会社（定義府令第七条第二項に規定する関係会社をいう。）をいう。ハにおいて同じ。）を委託者とする金銭の信託契約であつて、当該信託契約に係る信託の受託者が当該発行会社の株式を取得し、又は買い付けるものであること。

ロ　対象従業員（定義府令第十六条第一項第七号の二イ⑴に規定する対象従業員をいう。以下ロにおいて同じ。）の勤続年数、業績、退職事由その他の事由を勘案して定められた一定の基準に応じて当該信託契約に係る信託の受託者が取得し、若しくは買い付けた当該発行会社の株式又は当該株式の売却代金の交付を行うことを定める規則（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十九条の規定により届け出たものに限る。）に基づき、対象従業員若しくは対象従業員であつた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に当該株式又は当該売却代金の交付を行うものであること。

ハ　当該信託契約に基づく信託金の払込みに充てられる金銭の全額を発行会社等が拠出するものであること。

ニ　当該信託契約に係る信託の受託者に新株予約権が付与される場合にあつては、当該新株予約権の全てが発行会社により付与されるものであること。

第十二条の四中「この限りではない」を「当該顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認したものとすることができる」に改める。

別表第一号ロ中「、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）」を削り、同号ホ中「運転免許証（）を「運転免許証等（」に、「運転免許証をいう」を「運転免許証等（」に、「運転免許証及び同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書をいう」に、「外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」に改め、同号ヘ中「はり付けた」を「貼り付けた」に改め、同表第三号中「除く。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、同表第四号中「記載の」を「記載が」に改める。

附則第十二条を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十二条の二の改正規定　公布の日

二　別表第一号ホの改正規定（「運転免許証（）」を「運転免許証等（」に、「運転免許証をいう」を「運転免許証及び同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書をいう」に改める部分に限る。）及び附則第十二条を削る改正規定並びに附則第三条の規定　平成二十四年四月一日

三　別表第一号ロ及びホの改正規定（「運転免許証（）」を「運転免許証等（」に、「運転免許証をいう」を「運転免許証及び同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書をいう」に改める部分を除く。）並びに附則第二条の規定　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。附則第二条において「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）

（外国人登録原票の写し等に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の外国為替に関する省令（以下「新省令」という。）別表の規定の適用については、外国人登録原票の写し及び外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）は、入管法等改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同表第一号ロに掲げる書類とみなす。

2　新省令別表の規定の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ同表第一号ホに規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

（運転経歴証明書に関する経過措置）

第三条　平成二十四年四月一日前に交付された道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書に対する新省令別表の規定の適用については、なお従前の例による。

○財務省令第二十一号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第二十四条第二項並びに国税不服審判所組織令（昭和四十五年政令第五十号）第三条並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び財務省組織令を実施するため、国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳

国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令

（国税不服審判所組織規則の一部改正）

第一条　国税不服審判所組織規則（昭和四十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百七十九人」を「百八十人」に改める。